

## 指定地域密着型通所介護・介護予防 日常生活支援総合事業事業所 「デイサービス戸倉ヴィラ別館」運営規程

### (事業の目的)

第1条 L E A 株式会社が開設するデイサービス 「デイサービス戸倉ヴィラ別館」(以下「事業所」という。) が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防 日常生活支援総合事業の事業(以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。) が、要介護状態(介護予防にあっては要介護支援状態) にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護予防 日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 介護予防 日常生活支援総合事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 通所介護事業所「デイサービス戸倉ヴィラ別館」
- ② 所在地 あきる野市五日市 49-1

### (職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員 1名以上 内常勤 1名以上

介護職員 1名以上 内常勤 1名以上  
看護職員 1名 (機能訓練指導員と兼務)

従業者は、指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日とする。ただし1月1日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

#### (指定通所介護及び指定第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び介護予防 日常生活支援事業の利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 18名 (地域密着型 介護予防 日常生活支援総合事業)

#### (指定地域密着型通所介護及び介護予防 日常生活支援総合事業の内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護及び介護予防 日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護及び介護予防 日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
  - ② 入浴 (一般浴)
  - ③ 日常生活動作の機能訓練
  - ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ 生活機能向上グループ活動 (介護予防)
- 2 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った通所介護の費用は、一時間あたり2,000円を徴収する。
- 3 食費は、1食につき500円を徴収する。
- 4 お茶・おやつ代 一日につき50円を徴収する。
- 5 おむつ代は、実費にて徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記号押印)を受けることとする。

(緊急時・災害時における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変時は、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また地震・火災等発生時は、マニュアルに従い速やかに避難・誘導を行えるように、利用者及び職員へ指示を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、あきる野市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (苦情処理)

- 第13条 サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は提供した通所介護サービスに關し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した通所介護サービスに係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (地域との連携・運営推進会議)

- 第14 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行等地域との交流に努める。
- 2 事業所の行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成するものとする。
- 4 運営推進会議の開催はおおむね6か月に1回以上とする。
- 5 運営推進会議は指定地域密着型通所介護の活動状況を

#### (個人情報の保護)

- 第15条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待防止の関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止の為の指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等で高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護（指定予防介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と言う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制について検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後に相手もこれからの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護（指定予防通所事業）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護（介護予防　日常生活支援総合事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はLEA株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。